

住所整理で日常を
もっともっと便利に



坂浜地区

住所整理ニュース

第8号 ~令和4年6月15日発行~

【住所整理ホームページ】



稲城市 都市建設部
まちづくり再生課
電話:042-378-2111
(内線 324)

住所変更時期を令和5年3月に変更します

昨年実施しました住所整理に伴う現地調査では、お住まいの方や事業所の方には、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、住所整理ニュース第6号にて、坂浜三丁目・坂浜四丁目及び坂浜五丁目の一部等の住所変更日を令和4年8月とお知らせしてまいりましたが、小田良土地地区画整理事業の進捗状況により、

住所変更の時期を**令和5年3月に変更**させていただきます。

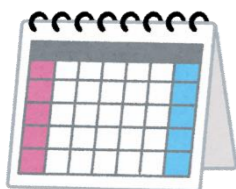
ご理解とご協力をお願いします。

今後のスケジュール（変更後）

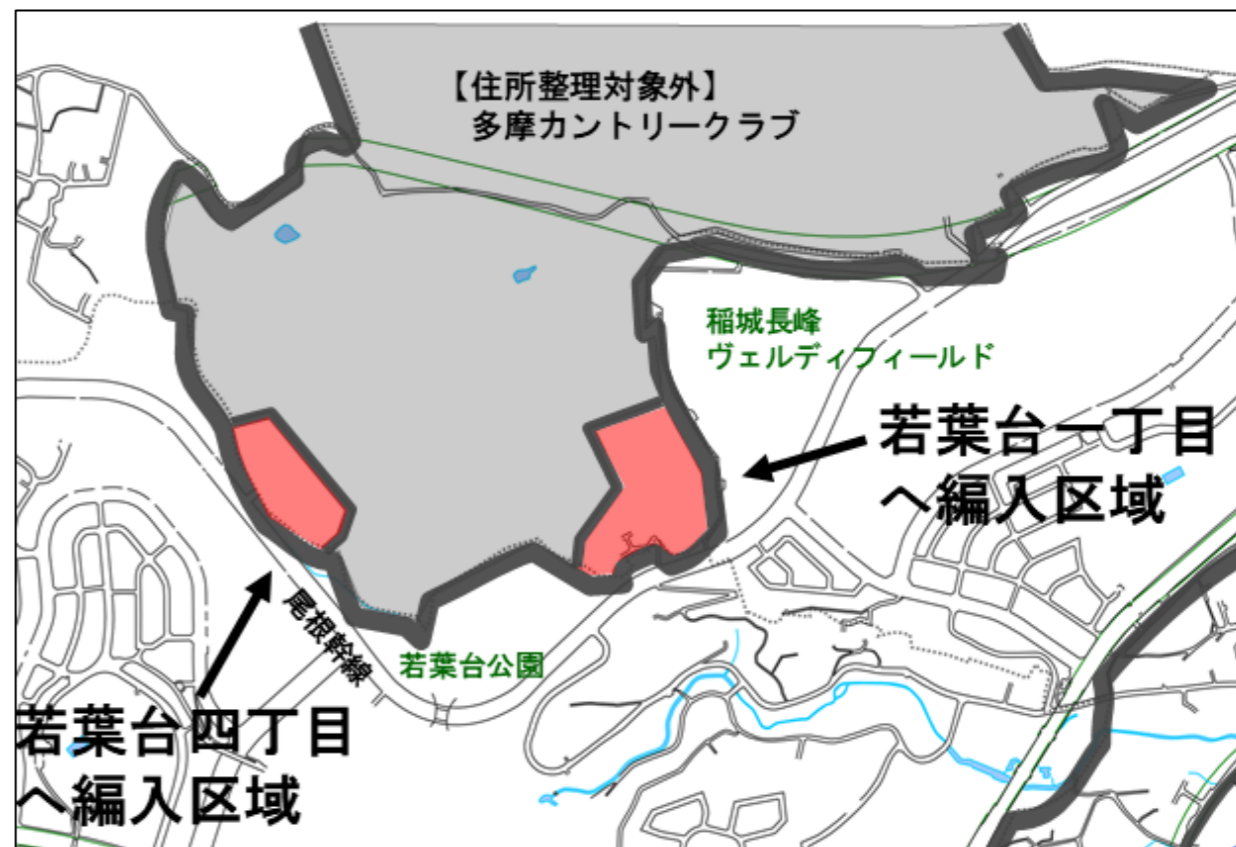
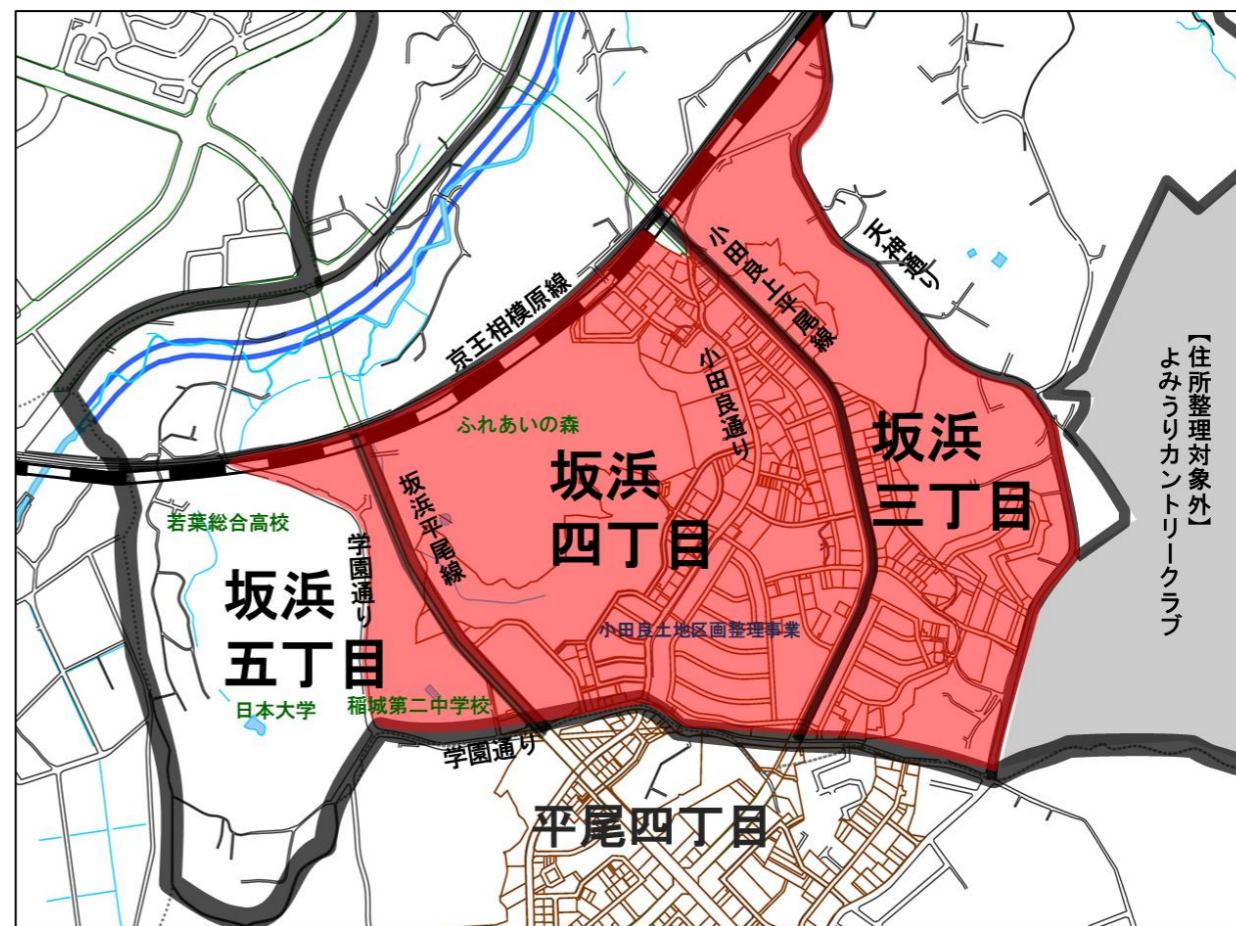
令和4年12月 新住所のお知らせ・手続きのしおり等の配布

令和5年 1月 住所変更手続きに関する説明会
※新型コロナウイルス感染症の状況により、実施できない場合もあります。

3月 住所変更(予定)
(小田良土地地区画整理事業の換地処分の翌日)



住所変更対象区域図

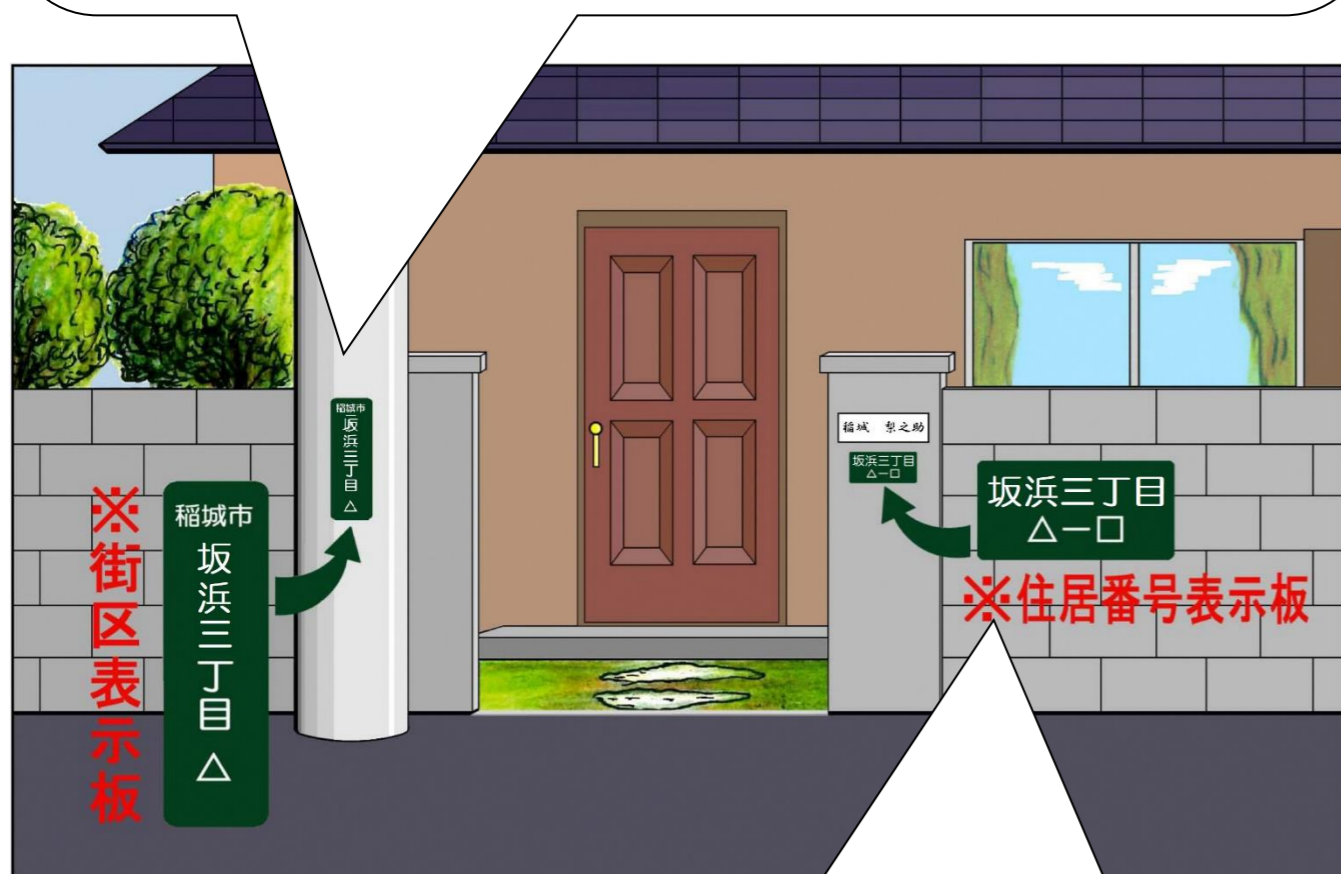


街区表示板・住居番号表示板について

<街区表示板>

住所整理が実施されると、その地区にある電柱などに、最寄りの住所を示した「街区表示板」が設置されます。

街区表示板は、一つの街区（ブロック）の四つ角に設置する計画ですが、電柱などが無い場所では、住宅の塀などに設置をお願いします。その際には、設置業者が訪問いたしますので、ご協力をお願いいたします。



<住居番号表示板>

各住宅や事業所には、個々の住所を示した「住居番号表示板」を配布します。住所変更後に、表札のそばなどわかりやすい箇所に設置をお願いします。配布時には、表面がビニールシートで覆われていますので、はがしてから設置してください。

住所変更の手続きに関するお知らせ

住所整理に伴い、みなさんが登録された様々な住所を変更していただく手続きが必要になります。

住民票など市が直接書き換えできるものもありますが、自動車運転免許証や銀行口座などの個人で契約しているものは、個別に手続きしていただく必要があります。大変お手数ですが、ご理解とご協力をお願いいたします。

手続きの方法や必要な書類、時期などは、新しい住所のお知らせとともに配布する「手続きのしおり」でご案内いたします。

手続きに行かれる前に、手続き先の機関に電話などで確認をしていただくとスムーズに手続きが行えます。



平尾四丁目の住所整理で作成した「手続きのしおり」を、市ホームページに掲載しています。参考にご覧ください。
[稲城市ホームページ](#)>[市政の情報](#)>[まちづくり・住宅](#)>[住所整理](#)>[平尾地区の住所整理](#)

お問い合わせ

※検討会の様子や資料、これまでの住所整理ニュース等は
[稲城市ホームページ](#)からご覧いただけます。

[稲城市ホームページ](#)>[市政の情報](#)>[まちづくり・住宅](#)>[住所整理](#)>[坂浜地区の住所整理](#)

住所整理事業

検索

稲城市 都市建設部 まちづくり再生課

電話：042-378-2111（内線324）